

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																
<p>(前 略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、健康保険法の規定による療養(老人保険法の規定による医療も含む)に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)により、歯科診療以外の診療にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア } (略)</p> <p>イ } カ }</p> <p>キ 治験に係る診療で特定療養費支給対象外となる料金については、第1項の本文に規定する料金の額を準用する。</p> <p>ク } (略)</p> <p>コ }</p> <p><u>サ 薬価基準収載医薬品の薬事法承認と異なる効能効果等に係る投与</u> <u>ストロメクトール錠(疥癬治療)3mg 同薬の薬価から健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表第1医科診療報酬点数表に定める薬剤料の点数に10円を乗じて得た額に100分の105を乗じて得た額</u></p> <p>シ } (略)</p> <p>ス } セ } (後 略)</p> <p>別表 保険給付以外の診療に係る諸料金 第1表 医科諸料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 200床以上の病院における再診の特定療養費(1回につき)</td> <td style="text-align: right;">735</td> </tr> <tr> <td>(11) 180日を超える入院に関する特定療養費(1日につき)</td> <td style="text-align: right;">1,995</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額(円)	(略)		(10) 200床以上の病院における再診の 特定療養費 (1回につき)	735	(11) 180日を超える入院に関する 特定療養費 (1日につき)	1,995	<p>第2条 (同 左)</p> <p>ア } (同 左)</p> <p>イ } カ }</p> <p>キ 治験に係る診療で保険外併用療養費支給対象外となる料金については、第1項の本文に規定する料金の額を準用する。</p> <p>ク } (同 左)</p> <p>コ }</p> <p>サ } (同 左)</p> <p>シ } ス } セ }</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成18年10月1日から施行する。</p> <p>別表 保険給付以外の診療に係る諸料金 第1表 医科諸料金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(10) 200床以上の病院における再診の保険外併用療養費(1回につき)</td> <td style="text-align: right;">735</td> </tr> <tr> <td>(11) 180日を超える入院に関する保険外併用療養費(1日につき)</td> <td style="text-align: right;">1,995</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額(円)	(同 左)		(10) 200床以上の病院における再診の 保険外併用療養費 (1回につき)	735	(11) 180日を超える入院に関する 保険外併用療養費 (1日につき)	1,995
区 分	金 額(円)																
(略)																	
(10) 200床以上の病院における再診の 特定療養費 (1回につき)	735																
(11) 180日を超える入院に関する 特定療養費 (1日につき)	1,995																
区 分	金 額(円)																
(同 左)																	
(10) 200床以上の病院における再診の 保険外併用療養費 (1回につき)	735																
(11) 180日を超える入院に関する 保険外併用療養費 (1日につき)	1,995																

第2表 歯科諸料金

1 } (略)

2 }
3 特定療養費に係る金属床総義歯の料金

1床当りの価格	徴収額
	左記に定める1床当りの価格から特定療養費を控除した金額に100分の105を乗じて得た額
	(略)

4 特定療養費に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区分	徴収額
	(略)

第2表 歯科諸料金

1 } (同左)

2 }
3 保険外併用療養費(選定療養)に係る金属床総義歯の料金

1床当りの価格	徴収額
	左記に定める1床当りの価格から保険外併用療養費(選定療養)を控除した金額に100分の105を乗じて得た額
	(同左)

4 保険外併用療養費(選定療養)に係る齲蝕に罹患している患者の指導管理に関する料金

区分	徴収額
	(同左)